

いばらき高齢者プラン 21 推進委員会設置要項

1 趣 旨

介護保険制度の円滑な運営を図るとともに、高齢者保健福祉施策の一層の充実・強化を図るため、いばらき高齢者プラン 21 推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 審議事項

委員会は次の事項について審議する。

- (1) いばらき高齢者プラン 21 の策定方針に関すること。
- (2) いばらき高齢者プラン 21 の原案に関すること。
- (3) いばらき高齢者プラン 21 の点検・評価及び推進に関すること。
- (4) その他必要事項

3 委 員

- (1) 委員は、別表に掲げる保健・医療及び福祉関係団体の代表者並びに学識経験者、保険者・被保険者の代表者等で構成する。
- (2) 委員の任期は、委嘱の日の属する年度を含め 3 年度間とする。ただし、再任を妨げない。欠員が生じた場合、後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員長及び副委員長

- (1) 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から選任する。
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 会 議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。
- (2) 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができるものとする。

6 事務局

委員会の事務局は、茨城県保健福祉部長寿福祉課に置く。

付則

この要項は、平成 20 年 4 月 16 日から施行する。

付則

この要項は、平成 23 年 5 月 17 日から施行する。

付則

この要項は、平成 25 年 10 月 16 日から施行する。

付則

この要項は、平成 26 年 5 月 30 日から施行する。

付則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要項は、平成 27 年 6 月 22 日から施行する。

付則

この要項は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

付則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要項は、平成 29 年 5 月 31 日から施行する。

別表

選出区分	団体等名称	職名	氏名
学識経験者	茨城県立健康プラザ	管理者	大田 仁史
	茨城大学	教授	瀧澤 利行
	筑波技術大学	准教授	山脇 博紀
	聖徳大学	教授	栗盛 須雅子
保健・医療 関係者	(一社)茨城県医師会	会長	諸岡 信裕
	(公社)茨城県歯科医師会	会長	森永 和男
	(公社)茨城県看護協会	会長	相川 三保子
	(公社)茨城県栄養士会	会長	政安 静子
	(一社)茨城県介護老人保健施設協会	会長	小柳 賢時
	(公社)茨城県薬剤師会	会長	根本 清美
	(一社)茨城県リハビリテーション専門職協会	専務理事兼 地域包括ケア推進室長	斉藤 秀之
福祉関係者	特定非営利活動法人 茨城県ケアマネジャー協会	副会長	浅野 有子
	(社福)茨城県社会福祉協議会	常務理事	坂本 達保
	県南地域高齢者はつらつ百人委員会	委員長	寺野 紘
	(一社)茨城県福祉サービス振興会	常務理事	宇田川 真由美
	(一財)茨城県民生委員児童委員協議会	会長	竹内 昌信
	茨城県老人福祉施設協議会	会長	木村 哲之
	(一社)茨城県介護福祉士会	会長	沼田 正人
	(一社)茨城県社会福祉士会	会長	竹之内 章代
保険者	土浦市保健福祉部福祉事務所高齢福祉課	課長	佐野 善則
	ひたちなか市福祉部福祉事務所高齢福祉課 在宅医療・介護連携推進室	室長	三村 真理子
	東海村福祉部介護福祉課	課長	丸山 由美子
被保険者	茨城県女性団体連盟	副会長 (茨城県交通安全母の 会連合会長)	神戸 礼子
	(公財)茨城県老人クラブ連合会	会長	伊藤 達也
	(一社)茨城県労働者福祉協議会	専務理事	日下部 好美
	(公社)認知症の人と家族の会茨城県支部	代表	宮原 節子